

別紙

令和4年度 通学許可区域

| 市(郡) |                       | 通学許可区域 <small>〔令和3年9月現在の校区で示しています。〕</small>    |
|------|-----------------------|--|
| 広島市  | 中区                    | 全ての小学校区  |
|      | 東区                    | 福木, 上温品, 戸坂城山, 東浄小学校区を除く全ての小学校区                |
|      | 南区                    | 似島小学校区を除く全ての小学校区                               |
|      | 西区                    | 己斐東, 山田, 鈴が峰, 井口, 井口明神, 己斐上, 井口台小学校区を除く全ての小学校区 |
|      | 安佐南区                  | 中筋, 古市, 祇園, 長東, 原, 原南, 東野小学校区                  |
|      | 安芸区                   | 瀬野, 中野東, 畑賀, 阿戸, みどり坂小学校区を除く全ての小学校区            |
| 安芸郡  | 府中町, 海田町, 坂町内の全ての小学校区 |  |

注意

- 本校では通学上の安全確保のため、通学許可区域を決めています。したがって上記の通学許可区域に、現に居住している方、及び令和4年4月1日までに居住する方以外の願書受付はお断りします。
- 上記通学許可区域は、卒業時まで遵守していただきます。  
〔卒業時まで、通学許可区域外から通学していることが判明した場合には、速やかに転校していただきます。〕
- 通学方法は、徒歩または、公共の交通機関の利用に限ります。自家用車、タクシーでの通学は認めません。